

別記様式第1号(第四関係)

# 有田地区活性化計画

和歌山県有田市

平成30年9月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	有田市活性化計画	都道府県名	和歌山県	市町村名	有田市	地区名(※1)	有田地区	計画期間(※2)	平成30年度～平成34年度
-------	----------	-------	------	------	-----	---------	------	----------	---------------

## 目標 : (※3)

平成27年に策定した有田市まち・ひと・しごと創生総合戦略について子育て支援をはじめ諸施策に市民の方々と協働で取り組み、中でも、岬の稜線を走る風光明媚な有田みかん海道、美しい海岸と急峻な斜面に広がる矢櫃地区、太刀魚の水揚げ日本一を誇る箕島漁港、徳川御三家紀州の殿様が愛でた武家屋敷、紀伊水道に浮かぶ無人島「地ノ島」を地域資源として磨きあげる「西側海岸エリアの5つのプロジェクト」を推し進めている。施設整備により、地場産業の育成と振興を図るとともに、新たな雇用確保により地域活性化を促進させ、有田市内の人口減少に歯止めをかける。なお、定量的な目標としては、平成32～34年の間に、常時雇用者数を21人増加させ、定住人口の確保につなげていく。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

有田市は東西10km、南北5kmと非常にコンパクトにまとまった地形をしており、その中央を霊峰高野山に源流をもつ有田川が東西に流れ紀伊水道に注いでいる。西部の沿岸部には、岬の稜線を走る風光明媚な有田みかん海道、太刀魚日本一の水揚げを誇る箕島漁港、徳川御三家紀州の殿様が愛でた武家屋敷、紀伊水道に浮かぶ無人島「地ノ島」などが点在し、また、東部の内陸部にはユネスコ世界遺産への追加登録を目指す熊野古道が通り、古道沿いには、伝説の武将宮崎直ゆかりの太刀の宮、中将姫伝説の得生寺、日本最古といわれる糸我稲荷神社など歴史ロマンあふれる建造物、文化遺産などが点在している。これら東西の点と点を繋ぎ、民間活力を生かしながら、海、川、みかん山も含めた観光ルートとして魅力を高めることで新たな観光資源を創出し、それらの観光拠点として情報発信機能を備えた施設を整備する。そして、新たな雇用創出による地域活性化を促進する。

### 現状と課題

本市には歴史的な伝統や魅力的なストーリーに裏付けされた文化的史跡、全国に名を馳せる特産品、ここでしか体感することができない豊かな自然などの観光資源が豊富にある。有田広域に目を向けると、観光資源はより数を増し、協力して相互に活用することで他地域にひけをとらない十分な観光潜在力を有している。しかしながら、新たな観光資源の掘り起こしや既存資源の活用、産業と観光の連携、マスメディア等への積極的な働きかけなどについて、まだ十分に行えていないとは言えず、観光客が訪れることによる地域の活性化を実感できる状態ではない。観光資源の掘り起こしや既存資源に対するハード及びソフト双方の環境整備をより一層推進し、観光情報を国内外に積極的に露出する必要がある。また、地域の自然環境や生活、文化を保全、維持しながら、その自然や文化を体感することを目的に行う体験型観光のエコツーリズムなどの新しい形態の観光需要の高まりや関西国際空港に到着する韓国、中国、台湾など周辺アジア各国からのインバウンド観光旅行者の増加が顕著であり、それらに対応できる観光商品の開発や環境整備が今後の課題となっている。そのような中、本市の漁業は、箕島漁港の小型底引き網漁業を中心に、瀬戸内海機船引き網、逢井・千田漁港の定置網、それに一本釣り、刺し網、青海苔などがあり、県下沿岸漁業の総水揚げ量最上位にあって、特に「たちうお」は全国第一位(H28年度:全国漁獲量の11%)を誇っており、韓国や中国等への海外への輸出も多い。しかし、漁獲量及び水揚げ金額ともに年々減少しており、水産資源の減少、水産物価格の低迷、漁業就業者の減少や高齢化・後継者不足など、漁業環境は厳しい状況になっている。今後は、魅力ある漁業を目指し、漁業環境の改善を図りながら、資源の維持拡大とその効果的な利用を図る必要がある。また、安定した漁業経営を確立するため、水産物の安定供給、高付加価値化・ブランド化に取り組むとともに、多種多様な水産物の水揚げがある優位性を活かし、消費者ニーズに応じた消費及び販路の拡大を推進していく一方で、より安全で円滑な就業環境の改善を図る必要がある。

### 今後の展開方向等(※4)

産直市場を漁港内に整備することで、交流人口を増加させ、消費者ニーズに応じた製品開発を促進させ漁業者所得の向上、雇用の確保、販路拡大につなげていく。また、産直市場内に情報発信拠点を併せて整備することにより、既存観光施設、宿泊施設等と連携し、有田市内だけでなく広域観光につながるような全体の活性化を目指す。

#### 〈具体的な展開方向〉

物販施設整備・飲食施設整備・加工施設整備(6次産業化の推進)による農水産業の活性化

- 産直市場の飲食施設において積極的に地域の食材を使うことで、地域の農水産物の販売額を増加させ、農業者・水産業者の生産意欲の向上を図る。
- 6次産業化を進めることで、農水産物の付加価値を高め、農業者・水産業者の所得向上や農水産業の魅力向上を図る。特に提供するメニューについては、地元の食材、特産品を活用するとともに、消費行動に大きな影響を与えるといわれる女性の意見を積極的に反映させる。
- 加工施設において、漁港で水揚げされる水産物を加工し、新たな商品開発を行う。

情報発信施設整備による観光産業の活性化

- 市内外の観光施設や宿泊施設、イベント等と連携を図り、広域観光を推進する。
- 市内外に存在する既存の観光施設、文化財、景観等の地域資源を磨きあげるにより、来客のニーズにあった観光コースを生み出し提供する。

### 【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
有田市	有田地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	有田箕島漁業協同組合	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
有田市	有田地区	水産業競争力強化緊急施設整備事業	有田箕島漁業協同組合	無	水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
有田市	有田地区	「坂の上の家」から始まる住民参画の「小さな拠点」づくり事業	有田市	地方創生推進交付金
有田市	有田地区	文化の継承と国史跡及び歴史建造物再生と活用プロジェクト	有田市	まら・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

宮崎町地区(和歌山県有田市)	区域面積(※2)	3,689ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 区域は、有田市全域とする。第4次有田市長期総合計画において、水産物の高付加価値化・ブランド化を図り漁業経営の強化、漁業者所得の向上、雇用の拡大を図るなど水産業の振興を促進させる目標と合致している。有田市の漁業従事者数は390人(2013漁業センサス)であり、県内の漁業従事者の13.4%を占めている。		
②法第3条第2号関係: 漁業従事者の減少や高齢化などにより、後継者不足が大きな課題となっている。地域間交流を促進し、お試し居住から定住につなげていくことが、当該地域の活性化に寄与するものである。		
③法第3条第3号関係: 本市の都市計画区域は、線引きを行わず用途地域の指定のみとなっており、市街化区域は無い。この用途地域以外の区域は、集落を除くほとんどが農業振興地域農用地区域となっており、「有田みかん」の一大生産地となっている。また、太平洋に面した海岸線、海岸部(埋立地等を除く)は、自然公園区域等の自然環境の保全区域となっており、美しく雄大な海岸景観を維持している。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

##### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の目標の達成状況については、物販・飲食・加工機能を備えた直売施設(地域連携販売力強化施設)を新たに整備し、その施設における常時雇用者数の人数に着目して評価を行う。

評価に係る雇用者数については、平成32年度～34年度の間に雇用する常時雇用者数の総数をもって、有田市が評価を行う。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領(案)の定めるところによるものとする。

